

学校経営のポイント

人権教育にも必要な“危機管理の視点”

若井 彌一

残念なことだが、12月18日昼食時、京都府宇治市内の小学校に侵入した男（45歳）が、刃渡り16センチの包丁で給食中の児童2人の頭部を切りつけ負傷させる、という事件が発生した。

この事件は、あらためて学校の安全管理と人権教育のあり方について考えさせるものである。

安全対策は児童・生徒にも周知徹底を

19日付けの新聞報道によれば、この小学校では市教育委員会の策定した安全対策マニュアルを遵守しておらず、「3つの門」をすべて開放、不審者の侵入を知らせるセンサーも作動させていなかったという。皮肉なことだが、事件はこのようにときに発生することがめずらしくない。

自然災害だけでなく、人為的災害についても「災害は忘れたころにやってくる」(Disasters befall us when we least expect them.)の箴言はあてはまる。

この小学校の事件を契機に、「わが校」の安全対策は十分かどうかの見直し(点検)に努めていただきたい。その際、児童・生徒に対して、学校の安全対策の趣旨と重点については、ぜひとも周知徹底を図るようにしたい。

学校教職員だけがマニュアルの徹底に努めてみても、児童・生徒への周知徹底が十分でなければ安全対策の効果の期することはできない。教職員だけでなく児童・生徒も、安全が脅かされる状況に置かれた場合、即座に行動をとれなければ安全対策とはいえないことを、あらためて確認しておきたい。

ところで、各学校では、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(以下「人権教育・啓発推進法」という。平成12年12月6日公布)と、それを受けて策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年4月19日公布、法務省・文科省告示第

1号)をふまえて、「総合的な学習の時間」「道徳」等において、人権教育の取組みを進めてきていると思われる。

理念を説くだけの人権教育では不十分

どのようなことを、人権教育のなかで児童・生徒に定着させることを試みているであろうか。

人権教育・啓発推進法では、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義している(第2条)。

この定義自体がまちがっているわけではないが、肝心なことは、このような意味または趣旨で人権教育を行う場合、人権教育の最も根幹に据えるべきことは何かである。

前述の基本計画では「各人権課題に対する取組」として、10余の課題(女性、子ども、障害者、同和問題等)を掲げているが、その前提的認識は「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」というものである(第3章 人権教育・啓発の基本的在り方)。

生存(生命)なくして自由はなく、自由なくして幸福はない。最も根底をなすものは生存(生命)である。人権教育においてこの点が曖昧になってはいないか。そして生命の安全が脅かされる場合にどのような行動をとるべきか、が曖昧にされていないか。

きれいごとではなく、危機管理の視点を導入した、現実に「生きる力」育成の一環を構成する人権教育の充実のあり方を検討し、実践を模索したい。

(わかい・やいち=上越教育大学教授)

...本誌は<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●新刊案内●

緊急発売!

教育開発研究所刊

プロが教える“子どもを守るノウハウ”/大泉光一【著】A5判190頁・定価1890円

『子どもを守る学校の危機管理ガイドライン』

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)